

令和5年度 碧南市学校施設開放運営審議会 次第

日時：令和5年6月1日（木）午後3時

会場：碧南市臨海体育館第2体育室

- 1 挨拶ならびに会長・委員任命
- 2 委員紹介
- 3 副会長の選出
- 4 議題
 - (1) 令和4年度学校施設開放事業結果について
 - (2) 令和5年度学校施設開放事業計画について
 - (3) 令和5年度学校施設開放利用団体
 - (4) トラブル発生状況
- 5 その他
 - (1) 学校施設開放に関する利用上の注意について
 - (2) 学校施設開放に関する条例ならびに規則について

令和5年度碧南市学校施設開放運営審議会委員名簿

	氏 名	所属団体（学校）	備考
※	加藤 誠	新川中学校	開放施設校の校長
※	杉浦 道文	中央小学校	
	石川 政仁	大浜小学校	
	原田 朋浩	鷺塚小学校	
※	神谷 晃	西端小学校	
	鈴木 尚哉	碧南高等学校	
	谷澤 安彦	碧南工科高等学校	
	伴野 義雄	碧南市スポーツ協会	識見を有するもの
	井上 浩之	碧南市スポーツ推進委員	スポーツ推進委員
	今氏 靖浩	バスケットボール協会	社会教育関係団体の代表者
	山田 龍二	少年野球育成連盟	
	石川 いづみ	バレーボール協会	
	岡田 一穂	碧南空手道会	
	近藤 美孝	碧南市サッカー協会	

任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年）

※ 新委員

令和4年度 学校施設開放結果

市民にとって最も身近な施設である学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域スポーツの普及・振興を図るとともに生涯スポーツの基盤とした。

(1) 学校施設開放種目別登録団体

令和5年3月31日時点

種 目	バレーボール	バスケットボール	卓球	軟式野球	ソフトバレー	バドミントン	サッカー	インドアカ	体操	その他	合 計
団体数	19	19	2	6	9	6	17	1	8	12	99
登録者数	450	375	36	265	121	90	2,452	10	184	293	4,276

※その他…剣道、空手、ソフトボール、テニス、陸上

(2) 学校施設開放状況

令和5年3月31日時点

開放校	対象	開放日時	開放施設	種目	回数	人数
新 川 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ 新体操・バレーボール	140	5,935
	夜間	月～日曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・新体操・ バスケットボール	278	4,552
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール・バスケットボール	27	277
中 央 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ 新体操・バレーボール	135	4,321
	夜間	火・水・木・金・日曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・ソフトバレー・ 新体操・バスケットボール	125	2,670
	昼間一般	土曜日 13:00～17:00	体育館	バレーボール	17	204
大 浜 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ バスケットボール・バレーボール	139	3,030
	夜間	月・火・水・木・土曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・バドミントン・ 新体操	210	4,214
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール	69	2,057
棚 尾 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・ バスケットボール・バレーボール	144	4,870
	夜間	月・水・木・金・土曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・バドミントン・ 新体操・ソフトバレー等	210	5,118
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール	72	2,639
日 進 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年サッカー	87	3,323
	夜間	火～金曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・ソフトミニバレー・ インドアカ・サッカー	79	1,296
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール・ソフトバレー・ インドアカ	122	1,394

開放校	対象	開放日時	開放施設	種目	回数	人数
鷺塚小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年野球・サッカー	114	2,778
	夜間	火・水・金曜日 19:00～22:00	体育館	ソフトバレー・新体操・サッカー	18	515
	昼間一般	土・日曜日 13:00～17:00	体育館	バレーボール・バドミントン・ インディアカ	80	1,366
西端小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年野球・少年サッカー	150	4,954
	夜間	水・金曜日 19:00～22:00	体育館	ソフトバレー・バドミントン・陸上	115	1,904
	昼間一般	土曜日 13:00～17:00	体育館	バドミントン・陸上・サッカー	80	833
新川中学校	夜間	毎日 19:00～22:00	体育館・卓球場・武道場	バスケットボール・バレーボール・卓球・空手道・体操等	493	9,526
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド・テニスコート	サッカー・ソフトボール・テニス	193	6,979
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
中央中学校	夜間	火～日曜日 19:00～22:00	体育館・武道場	バスケットボール・バドミントン・フットサル等	362	4,447
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド・テニスコート	サッカー・野球・ソフトボール	155	6,493
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
南中学校	夜間	毎日 19:00～22:00	体育館・卓球場	バスケットボール・バレーボール・ソフトバレー・空手道等	278	4,933
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
東中学校	夜間	火～日曜日 19:00～22:00	体育館・卓球場	バスケットボール・バレーボール・剣道・空手・サッカー	409	7,010
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド	サッカー	141	5,830
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
西端中学校	夜間	火～日曜日 19:00～22:00	体育館・卓球場	バスケットボール・バレーボール・ソフトバレー・剣道・陸上	457	7,287
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド	サッカー	57	1,320
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
碧南高	昼間児童	毎月第1日曜日 8:00～17:00	グラウンド	少年野球	0	0
碧南工	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0

○年間延べ利用回数 4,956 回（令和3年度実績 3939回）

○年間延べ利用人数 112,075 人（令和3年度実績 93095人）

令和5年度 碧南市学校施設開放事業計画

1 事業概要

学校の体育施設を授業や行事に支障のない範囲で地域スポーツのために開放する。
利用できる者は、あらかじめ学校開放登録団体として許可を受けた団体。

2 利用団体条件

構成人員の10人以上が市内在住又は在勤の者であるグループ。

3 開放期間

令和5年4月～令和6年3月

4 開放校

- (1) 小学校 (7校) 新川小、中央小、大浜小、棚尾小、日進小、鷺塚小、西端小
- (2) 中学校 (5校) 新川中、中央中、南中、東中、西端中
- (3) 高等学校 (2校) 碧南高等学校、碧南工科高等学校

5 開放施設及び形態

- (1) 開放施設 体育館、武道場、卓球場、グラウンド、テニスコート
- (2) 開放形態 別紙表参照

6 利用申請及び許可

- (1) 昼間の小・中学校（グラウンド）及び高等学校

教育委員会スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可（許可書）を受ける。

高等学校は、行政財産使用許可申請書により、当該学校長宛に申請し許可を受ける。

- (2) 昼間の小学校（体育館）、夜間の小・中学校

利用日の属する月の3ヶ月前から利用日前日まで（夜間屋外施設は3日前まで）に、
碧南市公共施設予約案内システムに入力する。

7 管理指導員

施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努める。

又、利用者に利用方法その他必要事項を指示する。

8 学校施設開放事業に係わる諸会合

- (1) 運営審議会 令和5年6月1日（木）午後3時 臨海体育館
- (2) 代表者及び管理指導員説明会 実施しない。資料配布にて確認していただく。
- (3) 小・中学校関係者事務打合せ会 実施しない。資料配布にて確認していただく。

令和5年度 学校施設開放事業計画（小学校）

令和5年3月28日現在

	午前		午後		夜間	
	休業日9:00~12:00		休業日13:00~17:00		体育館19:00~22:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新川 小学校	グラウンド		グラウンド		(月)新体操	碧南新体操クラブ※
	(土)(日)少年野球	新川ベガサス※	(土)(日)少年野球	新川ベガサス※	(火)バレーボール	サン・マミーズ(半)
	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	(水)ソフトバレー・バスケットボール	中央ビース(半)・SGR(半)
	体育館		体育館		(木)バレーボール	碧南クラブ
中央 小学校	(土)陸上	へきなん陸上※	(土)バレーボール	サン・マミーズ(半面)	(金)バレーボール	碧クラブ(半面)
	(日)新体操	リトルプリンセスRG※	(土)		バレーボール	ジオン軍(半面)
			(日)バスケットボール	S、G、R	(土)バレーボール	碧南ジュニアOCEANWINS※
					(日)ソフトバレー	29(にく)
大浜 小学校	グラウンド		グラウンド		(火)バレーボール	中央レッツ
	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	(水)ソフトバレー	にこにこくらぶ
	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(木)新体操	碧南新体操クラブ※
	体育館		体育館		(金)バスケットボール	市スポーツ教室※
大浜 小学校	(土)ニュースポーツ	市スポーツ教室※	(土)バレーボール	中央レッツ	(土)	
	(日)キッズブレイジ教室	へきなん総合型スポーツクラブ	(日)バレーボール	碧南ジュニアOCEANWINS※	(日)バレーボール	碧南ジュニアOCEANWINS※
	グラウンド		グラウンド		(月)バレーボール	アイシンティルマーレキッズ※
	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(火)バレーボール	大浜(半面)
大浜 小学校	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(水)バドミントン	REC
	体育館		体育館		(木)バレーボール	ZEBRA
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	大浜(半面)	(金)	
	(日)幼児体操	HUSKIES Kids	(土)バレーボール	へきなん総合型スポーツクラブ(半面)	(土)バレーボール	アイシンティルマーレ※
大浜 小学校			(日)バドミントン	ミラクル★ショット	(日)バレーボール	アイシンティルマーレ※
	グラウンド		グラウンド		(月)バドミントン	たまひよクラブ
	(土)少年野球	碧南ライナース※	(土)(日)少年野球	碧南ライナース※	(火)バスケットボール	碧南アンビシャス※
	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(水)新体操	リトルプリンセスRG※
大浜 小学校	体育館		体育館		(木)バスケットボール	碧南アンビシャス※
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	たなお(半面)	(金)バドミントン	衣浦バドミントンクラブ
	(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	南中女子(半面)	(土)新体操	碧南新体操クラブ※
			(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(日)バスケットボール	HUSKIES男子保護者会
日進 小学校	グラウンド		グラウンド		(火)サッカー	碧南フットボールクラブ※
	(土)サッカー	HEKIJOFC※	(土)(日)少年サッカー	日進サッカー少年団※	(水)バレーボール	碧南ジュニアOCEANWINS※
	(日)少年サッカー	日進サッカー少年団※	(日)サッカー	HEKIJOFC※	(木)バレーボール	南中女子
	体育館		体育館		(金)サッカー	碧南フットボールクラブ※
日進 小学校	(土)インディアカ	ブディーノ	(土)体操、ソフトバレー	ひまわりクラブ、 気まぐれサー来る	(土)	
	(日)バドミントン	日進SS	(日)ソフトバレー	フレッシュ	(日)ソフトバレー	ORANGE
	グラウンド		グラウンド			
	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※		
鷺塚 小学校	(土)(日)少年サッカー	鷺塚少年サッカー	(土)(日)少年サッカー	鷺塚少年サッカー		
	体育館		体育館			
	(土)体操	鷺塚体操クラブ	(土)バレーボール	鷺塚リリーズ		
	(日)新体操	碧南新体操クラブ	(日)バレーボール	アイシンティルマーレキッズ※		
西端 小学校	グラウンド		グラウンド		(火)陸上	へきなん陸上※
	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(水)バドミントン	たまひよクラブ
	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(木)バレーボール	アイシンティルマーレキッズ※
	体育館		体育館		(金)ソフトバレー	コスモス
西端 小学校	(土)フットサル	Amici SC	(土)バレーボール	西端ニューメイツ	(土)バレーボール	Cクイック
	(日)バドミントン	たまひよクラブ	(日)バレーボール	fluffy bunny	(日)バドミントン	シーパーズ

備考1) ____グラウンド

備考2) 団体名後の※印は、市主催事業、スポーツ協会加盟団体の主催事業、スポーツ少年団加盟団体、連携協定締結団体

令和5年度 学校施設開放事業計画（中学校）

令和5年3月28日現在

	午前		午後		夜間	
	休業日9:00~12:00		休業日13:00~17:00		体育館・卓球場・武道場 19:00~22:00 グラウンド・テニスコート19:00~21:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新川 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月)バスケットボール 卓球※1 空手道※2 (火)バスケットボール ソフトテニス※3 (水)バスケットボール ソフトテニス※3 空手道※2 (木)部活動支援事業 (金)バスケットボール 卓球※1 ソフトテニス※3 (土)バスケットボール 空手道※2 (日)バスケットボール 卓球※1	セガレ 部活動支援、山田道場 エクストラベル 碧STC HUSKIES 碧STC 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ バスケットボール ブルースカイ（半面）S、G、R（半面） スポーツ少年団さくら 碧STC FTC碧南 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ BBM スポーツ少年団さくら
中央 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バスケットボール 空手道※2 (水)バスケットボール 剣道※2 (木)バドミントン 部活動支援事業※3 (金)フットサル 剣道※2 (土)バスケットボール 剣道※2 (日)フットサル	碧南ジュニア 碧南空手道会大浜支部※ Epaulard 中剣会 ジュビター ソフトテニス 碧南市サッカー協会フットサル委員会※ 中剣会 HUSKIES（男子） 中剣会 碧南市サッカー協会フットサル委員会※
南 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月)部活動支援事業 (火)バレーボール (水)バスケットボール サッカー※1 (木)バスケットボール (金)バレーボール (土)バレーボール 空手道※1 (日)バスケットボール	バレーボール たなお 碧南B. B. C 碧南フットボールクラブ※ WORLD アイシンティルマーレ※ EEL（半面） 空手協会※ ガスターズ
東 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バレーボール 剣道※1 (水)バレーボール 空手※2 剣道※1 (木)サッカー (金)バスケットボール 空手※2 (土)バスケットボール 剣道※1 (日)バスケットボール	鷺塚リリーズ 神修会 アイシンティルマーレ※ 碧南空手道会大浜支部※ 鷺塚剣道クラブ※ 碧南フットボールクラブ※ 碧南クラブ 碧南空手道会大浜支部※ NAIVE 神修会 Tail Castle
西端 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バレーボール 卓球※1 (水)バスケットボール 剣道※1 2 (木)陸上 剣道※1 2 (金)バレーボール 卓球※1 (土)よさこい 剣道※1 2 (日)バスケットボール	西端ニューメイツ（半面）ひまわり（半面） 碧南市卓球協会 源さん 西端剣道クラブ※ へきなん陸上※ 西端剣道クラブ※ ユッティ 碧南市卓球協会 神起～星宿～ 西端剣道クラブ※ デストロイダー

備考1) ※1卓球場、※2武道場、※3テニスコート、___グラウンド

備考2) 団体名後の※印は、市主催事業、スポーツ協会加盟団体の主催事業、スポーツ少年団加盟団体、連携協定締結団体

令和5年度 利用団体の登録状況（種目別）

令和5年3月31日現在

種 目	令和5年度 登録団体	令和4年度 登録団体	比 較	令和5年度 登録人員	令和4年度 登録人員	比 較
バレーボール	18	19	-1	384	450	-66
バスケットボール	21	19	2	409	375	34
バドミントン	7	6	1	101	90	11
インディアカ	1	1	0	11	10	1
体操（新体操・ 健康体操等）	7	8	-1	173	184	-11
剣道	4	4	0	105	74	31
空手	4	4	0	79	106	-27
ソフトバレー・ ソフトミニバレー	8	9	-1	115	121	-6
卓 球	2	2	0	41	36	5
少年野球	6	6	0	240	265	-25
少年サッカー	7	7	0	419	444	-25
軟式野球	0	0	0	0	0	0
サッカー・ フットサル	11	10	1	2,077	2,008	69
ソフトボール	1	1	0	19	19	0
テニス・ ソフトテニス	1	2	-1	20	34	-14
陸上	1	1	0	60	60	0
計	99	99	0	4,253	4,276	-23

令和5年度 登録団体一覧表

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
アイシントイルマルレキッズ	バレーボール	長嶋 彰	長嶋 彰	24
アイシントイルマルレジュニア	バレーボール	長嶋 彰	長嶋 彰	15
EEL	バレーボール	出口 知佳	小池 祐穂	15
大浜	バレーボール	杉浦 知美	高松 愛子	16
サソ・マミーズ	バレーボール	杉浦 有芳	杉浦 有芳	10
c クイック	バレーボール	丹羽 杏里	丹羽 杏里	15
ジ・オン軍	バレーボール	牧 勝博	牧 勝博	10
ZEBRA	バレーボール	祢宜田 弘美	杉浦 美樹	10
たなお	バレーボール	磯貝 亜矢子	磯貝 亜矢子	11
中央レッツ	バレーボール	加藤 由佳	長坂 ゆかり	15
南中女子バレー部	バレーボール	磯貝 亜矢子	磯貝 亜矢子	15
西端ニューメイツ	バレーボール	鳥居 徳子	鳥居 香名子	12
fluffy bunny	バレーボール	大野 直美	大野 直美	16
碧南クラブ	バレーボール	佐合 よし子	鳥居 香名子	15
碧南ジュニアOCEAN WINS	バレーボール	宗宮 直人	宗宮 直人	100
へきなん総合型スポーツクラブ	バレーボール	杉浦 民生	横山 金矢	60
碧クラブ	バレーボール	山田 伊保里	池田 尚子	14
鷺塚リリーズ	バレーボール	伊藤 由美子	石川 いづみ	11
エクストラベル	バスケットボール	佐野 克成	佐野 克成	20
SGR	バスケットボール	小池 晴美	小池 晴美	10
FTC碧南	バスケットボール	山中 裕宜子	山中 裕宜子	60
Epaulard	バスケットボール	前田 連弥	前田 連弥	15
カスターズ	バスケットボール	竹内 竜太	竹内 竜太	10
源さん	バスケットボール	沢田 真理子	沢田 真理子	15
セガレ (SEGARE)	バスケットボール	小池 勝博	小池 勝博	10
Tail Castle	バスケットボール	太田 友規	太田 友規	10
デストロイダー	バスケットボール	山口 和成	山口 和成	17
NAÏVE	バスケットボール	山中 元公	山中 元公	20
HUSKIES	バスケットボール	角谷 亜門	角谷 亜門	20
HUSKIES女子保護者会	バスケットボール	竹村 暁希	角谷 亜門	20

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
HUSKIES (男子)	バスケットボール	竹下 幸一	竹下 幸一	17
HUSKIES男子保護者会	バスケットボール	神田 真理恵	神田 真理恵	15
BBM	バスケットボール	村松 庄大朗	村松 庄大朗	20
ブルースカイ	バスケットボール	宮地 弘典	宮地 弘典	20
碧南アンビシャス	バスケットボール	榊原 勝也	榊原 勝也	46
碧南クラブ	バスケットボール	今氏 靖浩	今氏 靖浩	20
碧南ジュニア	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
碧南B. B. C	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
WORLD	バスケットボール	永井 達也	永井 達也	16
衣浦バドミントンクラブ	バドミントン	山岸 良行	山岸 良行	14
シーパース	バドミントン	高橋 智也	高橋 智也	16
ジュビター	バドミントン	岡本 茂義	岡本 茂義	11
たまひよくらぶ	バドミントン	岡林 真美	岡林 真美	20
日進SS	バドミントン	石橋 真実	石橋 真実	12
ミラクル★ショット	バドミントン	山岸 良行	山岸 良行	13
REC	バドミントン	磯貝 春美	磯貝 春美	15
ブレイノ	インデイク	園田 さえ子	園田 さえ子	11
神起～星宿～	よさこい	神谷 誠	神谷 誠	16
HUSKIES Kids	幼児体操	角谷 好映	角谷 好映	15
ひまわりクラブ	バレーボール	樺山 紀美子	樺山 紀美子	15
碧南新体操クラブ	新体操	亀薦 初野	亀薦 初野	27
へきなん総合スポーツクラブ	キッズフレイジム	杉浦 民生	高橋 愛	30
リトルリンセスRG	新体操	水野 加奈子	水野 加奈子	31
鷺塚体操クラブ	体操	一葉 貴之	寺西 恒介	39
空手協会	空手道	井上 浩之	井上 浩之	24
碧南空手道会大浜支部	空手道	角谷 利明	角谷 剛	20
碧南市空手スポーツ少年団新川支部	空手道	岡田 一穂	岡田 一穂	21
山田道場	空手道	山田 守	山田 守	14
神修会	剣道	鈴木 章博	鈴木 章博	55
中剣会	剣道	岩田 昭仁	岩田 昭仁	10
西端剣道クラブ	剣道	高木 剛	藤浦 威明	28

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
鷺塚剣道クラブ	剣道	松崎 光夫	松崎 光夫	12
ORANGE	ソフトバレー	水谷 達也	宗像 洋平	13
気まぐれサカ来る	ソフトバレー	小林 昌美	小林 昌美	18
コスモス	ソフトバレー	杉浦 高之	平田 チェミ	12
中央ビーズ	ソフトバレー	杉浦 小百合	杉浦 小百合	10
29 (にく)	ソフトバレー	遠山 朱美	遠山 朱美	14
にこにこくらぶ	ソフトバレー	筒井 里美	筒井 里美	14
フレッシュ	ソフトバレー	福田 武士	福田 武士	14
ユッティ	ソフトバレー	神谷 豊	福西 葉子	20
スポーツ少年団 さくら	卓球	高松 由一	高松 由一	30
碧南市卓球協会	卓球	岩間 己喜夫	都築 一将	11
大浜ファイターズ	少年野球	鬼頭 正二	鬼頭 正二	28
新川ベガサス	少年野球	杉浦 立樹	杉浦 立樹	44
西端少年野球クラブ	少年野球	鳥居 牧夫	原田 政一	32
碧南コスモス少年野球クラブ	少年野球	阿知波 健二	阿知波 健二	30
碧南ライナース	少年野球	鈴木 友喜広	加藤 新一	60
鷺塚ジャegers	少年野球	大野 正八	榊原 優人	46
大浜サッカー少年団	少年サッカー	富田 芳和	富田 芳和	48
新川サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 良一	後藤 幸彦	73
棚尾サッカー少年団	少年サッカー	池田 雅貴	池田 雅貴	96
中央サッカー少年団	少年サッカー	建部 誠	建部 誠	51
西端サッカー少年団	少年サッカー	杉浦 弘晃	杉浦 弘晃	56
日進サッカー少年団	少年サッカー	黒田 巖	黒田 巖	53
鷺塚サッカー少年団	少年サッカー	鈴木 淳	鈴木 淳	42
愛建連碧南支部ソフトボール部	ソフトボール	森田 康行	森田 康行	19
Amici S C	フットサル	滝井 貴史	滝井 貴史	20
シャイニングスターフットボールクラブ、shiningFC	サッカー	亀薦 春流	亀薦 春流	12
千古園	サッカー	油谷 奏一郎	油谷 奏一郎	16
HEKIJOF C	サッカー	若林 幸一	若林 幸一	16
碧南市サッカー協会	サッカー	榊原 健	近藤 美孝	1309
碧南市サッカー協会 フットサル委員会	フットサル	角谷 泰善	角谷 泰善	215

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南市サッカー協会技術委員会	サッカー	鈴木 貴仁	鈴木 貴仁	82
碧南市サッカー協会シニア委員会	サッカー	杉浦 光	杉浦 光	126
碧南トレセン	サッカー	鈴木 貴仁	鈴木 貴仁	82
碧南フットボールクラブ	サッカー	榊原 健	近藤 美孝	167
碧フットボールクラブ	サッカー	杉浦 光	杉浦 光	15
ルステランパラFC	サッカー	天野 大樹	天野 大樹	32
碧STC	ソフトテニス	上野 雄二	上野 雄二	20
へきなん陸上	陸上	杉浦 浩一	杉浦 浩一	60
夜間屋外施設点灯員	西端中		若園 春三	
夜間屋外施設点灯員	東中		東海林 秀治	
夜間屋外施設点灯員	中央中		野々山 良子	
夜間屋外施設点灯員	新川中		石川 信夫	

令和4年4月～令和5年4月 トラブル発生状況

- 1 鷺塚小の近隣の方より、夏場だけでなく1年を通して夜の開放はやめてほしい。→令和5年4月より夜間の開放を全面的に中止した。
- 2 学校開放利用団体の人が門の外で喫煙しているが、とてもマナーが悪い。止めてもらいたい。→利用団体に口頭にて注意した。
- 3 午後11時になっても体育館の電気が点いていた。(東中の職員情報)
→該当団体に口頭にて注意した。
- 4 西端中卓球場の窓が閉まらない。→構造上の問題もありまだ改善されていない。庶務課にも協力してもらい対応していく。
- 5 東中、中中のナイター照明が暗い。→令和5年4月よりLED照明に切り替えた。本年度中に新中、西中もLED照明に変えていく予定。
- 6 小学校のグラウンド内に轍があり、運動するのに危ないのでなんとかしてほしい。→スポーツトラクターで整地した。

⇒上記のようなトラブルが発生いたしました。

トラブルが発生した際には、該当学校を利用する団体に対して、口頭注意及び文書送付により、再発防止に努めていただくようにしております。

学校施設開放に関する利用上の注意

1 開放の形態

対象校：市内小学校 7校、中学校 5校、高等学校 2校

対象	開放日時	開放施設	使用できる団体
屋内 午前	休校日 9～12時	体育館	別紙「令和5年度 学校施設開放事業計画」 のとおり
屋外 午前		グラウンド	
屋内 午後	休校日 13～17時	体育館	
屋外 午後		グラウンド	
屋内 夜間	各曜日 19～22時	体育館 卓球場 武道場	
屋外 夜間	各曜日 19～21時	グラウンド テニスコート (夜間照明設置校のみ)	

2 学校施設使用時の予約について

(1) 屋内施設

前日までに、公共施設予約システムにより、利用申請をすること。

※予約時点で利用が可能であっても、急きょ利用ができなくなることがあります。

「10 学校行事による不可」をご確認ください。(重要)

(2) 屋外施設（夜間）

3日前までに公共施設予約システムにより、利用申請をすること。

＜公共施設予約システムでの予約について＞

インターネットもしくは、利用者端末機から予約できます。

【利用者端末設置施設】臨海体育館、碧南市役所、文化会館、

東部・南部市民プラザ、農業者コミュニティセンター



(3) 屋外施設（午前・午後）

スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可を受けること。変更等があった場合は、速やかにスポーツ課に連絡すること。

3 使用料及び照明料

施設	施設使用料	
	体育館等使用料	夜間照明施設使用料
体育館	無 料	全面1時間 420円
卓球場		
武道場		全面2時間 4,320円 1面2時間 600円
グラウンド		
テニスコート		

4 賠償責任

利用者が開放校の施設、備品、設備等を破損したり、紛失した場合は、利用者が賠償すること。また、児童、生徒への危険回避のため必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。

5 利用上の注意

- (1) 利用者は、必ず管理指導員の指示に従うこと。
- (2) 利用の際は、「令和5年度学校施設開放利用許可証」を必ず持参すること。
- (3) 利用許可を受けた施設以外には立ち入らないこと。また、施設内であっても、舞台等競技に必要な場所へ立ち入らないこと。
- (4) 利用団体に所属しない者を施設内に入れないこと。ただし、試合等での相手チーム、審判員、救護員等はその限りではないが、マナーを守り責任を持って使用すること。
- (5) 体育館利用の場合は屋内シューズ、テニスコート利用の場合はテニスシューズを使用すること。
- (6) 学校敷地内では、喫煙・飲酒をしないこと。喫煙は学校の敷地外で行い、吸殻入れは各団体で用意すること。
- (7) ごみ等は利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- (8) 利用後は、管理日誌に添付されている「学校施設開放確認表」(別紙参照)に従い、火気の点検、設備・備品の片づけ、清掃、施錠等を行うこと。また、校門を閉めること。
- (9) 自動車および自転車の乗り入れ・駐車は、管理指導員の指示に従い、整頓よく行うこと。近隣住民の迷惑となるため、路上駐車は絶対にしないこと。
- (10) 施設、物品を破損した場合は、児童、生徒への危険回避のため必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。
- (11) 子供(中学生以下)のいる団体の活動は、原則午後9時までとする。それを超える場合は、保護者同伴とし、必ず送迎を行うものとする。
- (12) その他、スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備を大切に扱うこと。
別紙「学校体育施設を利用する皆さんへ」を団体会員に配布し、記載事項を遵守すること。
- (13) 雨天の場合、ナイター利用の可否は、当日の午後5時以降にスポーツ課に確認すること。天候不良・会場不良に伴うキャンセルは無料とするが、使用を中止する場合は、必ずスポーツ課まで連絡すること。ただし、臨海体育館が休館日の場合は、以下の夜間屋外施設点灯員に直接確認すること。

＜夜間屋外施設点灯員 連絡先＞

新川中学校 石川 信夫 TEL: 48-3877

中央中学校 野々山良子 TEL: 41-0196

東中学校 東海林秀治 TEL: 41-7597

西端中学校 若園 春三 TEL: 48-1029

6 利用できる施設・設備の範囲

区分	施設	設備	備品
屋内	体育館・武道場・卓球場	トイレ・水飲場	支柱・卓球台・ネット・得点板等
屋外	グラウンド・テニスコート	トイレ・水飲場	ネット・整地用トンボ・ローラー等

(1) 上記に記載のないボールやラケット等は、各自で持参すること。

(2) スポットクーラーの使用は、体調不良者が発生した場合のみに限るものとする。やむを得ず使用する際は、ブレーカーが落ちる可能性があるため、1台のみの使用とする。また、使用後は、必ず元の位置に戻し、管理日誌の「利用状況欄」に記載をすること。

7 利用の中止および登録の取り消し

申請と異なった利用をした場合、または、上記の注意事項を守らなかった場合は、利用の中止および登録の取り消しを行うものとする。

8 支払い

(1) 口座引落の場合は、利用日の翌月末日の引き落とし処理を行う。

(2) 現金支払いの場合は、鍵の受取をする公民館等で、原則当日支払うこと。

9 取り消し

自己の都合で取り消しをする場合は、**8日前までに行なうこと。(※1週間～前日は半額、当日の取り消しは全額のキャンセル料がかかります。)**

キャンセル料発生期間は、インターネットでのキャンセルが不可となるため、文化会館、臨海体育館、南部市民プラザ、東部市民プラザ、農業者コミュニティセンター、各公民館の窓口で行なうこと。(電話キャンセル不可)

10 学校行事による不可【※重要※】

学校行事等による利用不可日は、前月の15日頃までにスポーツ課ホームページおよび鍵・管理日誌を保管している公民館で公表されるため、必ず確認をすること。

事前に「公共施設予約システム」で予約をしている日程と利用不可日が重複した際は、原則として団体で取り消しをすること。

※公表後も利用不可日が追加になる可能性があるため、管理指導員は定期的に確認すること。利用日まで8日以上期間がない場合を除き、スポーツ課より個別連絡は行わないため、注意すること。

スポーツ課
ホームページは
こちらから
確認できます



11. 公民館休館日による不可

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 月曜日及び月曜祝日に伴う火曜日休館日

※但し、新川公民館、棚尾公民館、大浜公民館は除く。対象は屋内施設とする。

12 緊急連絡先

万一事故等があった場合は、適切な処置後、直ちにスポーツ課へ連絡すること。

＜緊急連絡先＞

高等学校：総合警備保障株式会社	(0564) 24-8041
小中学校：セコム株式会社（日進小・西端中）	(0564) 23-3921
中京警備保障株式会社（上記以外）	(0563) 56-3082
市スポーツ課（臨海体育館内）	(0566) 48-5311

13 その他

(1) 台風等による利用の中止について

暴風警報が発令された場合は、利用を中止すること。また、暴風警報が発令されることが予想される場合で利用を中止する場合は、キャンセル料を無料とするため、臨海体育館まで連絡すること。

(2) 自動体外式除細動器（AED）設置について

ア 設置場所

各学校の来賓用玄関周辺（校舎内）に設置

※碧南工科高校については、管理棟と授業棟間の渡り廊下に設置

イ 使用時の注意事項

- (ア) 1歳未満の乳児に対しては使用しないこと。1歳～8歳未満の小児の場合は、小児用パッドを使用すること。（消防署等で行なわれる普通救命講習会では、AEDの使用方法が盛り込まれているため、受講することをお勧めします。）

- (イ) **玄関が施錠されている場合は、ガラスを割って施設内に入り、AEDを持ち出して使用すること。**使用後は、速やかに学校及びスポーツ課まで連絡すること。

ウ 貸し出しについて

臨海体育館窓口にて2台貸し出しを行っているため、希望者はスポーツ課まで借用申請書を提出すること。

学校体育施設を利用する皆さんへ

体育館・卓球場・武道場利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。
- 4 **学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。**
喫煙は学校敷地外で行い、各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。
- 5 ごみ・空き缶などは利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- 6 体育館内では、屋内専用シューズに履き替えること。屋内用と屋外用とを区別して使用すること。
(体育館外での休憩、トイレに行くときなども入口で履き替えること。)
- 7 利用後は火気の点検、施設・設備の整理、体育館内外の清掃、施錠などを必ず行うこと。
- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる場合があります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…体育館・卓球場・武道場・トイレ・水飲場
備品…支柱・卓球台・得点板・ネットなど

学校体育施設を利用する皆さんへ

グラウンド・テニスコート利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。
- 4 **学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。**
喫煙は学校敷地外で行い、各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。
- 5 ごみ・空き缶などは利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- 6 利用後はグラウンド及び設備の整理、清掃を必ず行うこと。
- 7 テニスコート利用者はテニスシューズを使用し、利用後は必ずブラシかけ、ローラーを引くこと。
- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる場合があります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…グラウンド・テニスコート・トイレ・水飲場
備品…ネット・整地用トンボ・ローラーなど

10月の学校施設開放利用不可日について

学校施設開放管理指導員 殿

2022/5/25

「×」の時間帯はご利用できません。各自で予約の取り消しをお願いします。

午前：9時～12時 午後：13時～17時 夜間：19時～22時

所属会員に周知徹底いただきますようお願いいたします。

●新川小学校		10月						備考
		体育館			グラウンド			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
1	火							
2	水							
3	木							
4	金							
5	土	×	※		×	※		市内陸上大会のため、14時まで利用不可
6	日	△	△		△	△		前日の陸上大会が実施できなければ、14時まで利用不可
7	月	×	×	×				～10/12 金管バンドクラブ練習
8	火	×	×	×				〃
9	水	×	×	×				〃
10	木	×	×	×				〃
11	金	×	×	×				〃
12	土	×	×		×	×		二葉保育園運動会
13	日							
14	月							
15	火							
16	水							
17	木							
18	金							
19	土			×				修学旅行帰校のため
20	日				×	×		新川公民館まつり
21	月							
22	火							
23	水							
24	木							
25	金							
26	土	×						
27	日							
28	月							
29	火							
30	水							
31	木							

<特記事項>

11/1～11/23は学芸会準備のため、体育館利用不可

※本紙は市ホームページ(右側QRコード参照)で閲覧できます。

※駐車場は利用者全体で使用しますので整理して駐車願います。

※管理日誌は必ずボールペンで記入し、活動後は必ず校門を閉めてください。

問合せ先：臨海体育館 担当 杉浦 (TEL 0566-48-5311)



碧南市学校施設開放運営審議会条例 (平成5年3月11日条例第14号)

最終改正:平成23年12月26日条例第22号

改正内容:平成23年12月26日条例第22号

○碧南市学校施設開放運営審議会条例

平成5年3月11日条例第14号

改正

平成23年12月26日条例第22号

碧南市学校施設開放運営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市学校施設開放運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校の施設開放の運営について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 施設開放校の校長
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則 (平成5年3月25日教育委員会規則第6号)

最終改正:平成23年3月28日教育委員会規則第4号

改正内容:平成23年3月28日教育委員会規則第4号

○碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

平成5年3月25日教育委員会規則第6号

改正

平成6年5月26日教育委員会規則第6号

平成9年6月30日教育委員会規則第6号

平成23年3月28日教育委員会規則第4号

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則(昭和52年碧南市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第47条第2項の規定に基づき、市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の施設の社会教育のための開放(以下「学校開放」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定)

第2条 教育委員会は、小中学校の施設の状況を考慮して、学校開放の対象とする小中学校(以下「開放校」という。)を指定するものとする。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象とする施設は、開放校の体育施設等(屋内及び屋外の体育施設並びに当該施設の設備をいう。以下「開放施設」という。)とする。

(管理指導員)

第4条 開放施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努めるため、開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、学校開放に当たり利用者に利用方法その他必要な事項を指示することができる。

(利用の対象者)

第5条 開放施設を利用できる者は、開放施設の利用について教育委員会の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)とする。

2 登録団体は、構成人員の10人以上が市内に在住し、又は在勤している者でなければならない。

(団体の登録)

第6条 登録団体の登録を受けようとする団体の責任者は、学校開放施設利用団体登録申請書に学校開放施設利用団体会員名簿を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合において、登録を適当と認めたときは、学校開放施設利用団体登録簿に登録し、学校開放施設利用団体登録証(様式第1号。以下「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年4月1日(登録を受けたのが4月2日以降の場合は、登録を受けた日)に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(利用の手続)

第7条 登録団体は、開放施設を利用しようとするときは、利用日の属する月の初日前3月から利用日当日(照明設備を利用する場合にあっては、利用日前3日)までに学校開放施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、登録証を提示しなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の利用を許可するときは、学校開放施設利用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(利用許可の申請等の特例)

第7条の2 開放施設の利用許可の申請等については、前条の規定にかかわらず、碧南市公共施設予約案内システムの利用に関する規則(平成23年碧南市規則第2号)に規定する碧南市公共施設予約案内システムを利用する方法によることができる。

(利用の中止命令及び登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の中止を命じ、又は登録の取消しをすることができる。

(1) 申請内容と異なった利用をしたとき。

(2) 管理指導員の指示に従わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、開放施設の管理上著しく支障のある行為をしたとき。

(利用の許可の取消し及び変更)

第9条 教育委員会は、学校教育又は開放施設の管理上支障があると認めたときは、利用の許可を取消し、又は変更する

ことができる。

2 開放校の校長は、開放施設の利用の許可の取消し及び変更についての理由が発生したときは、利用日前7日までに教育委員会に通知するものとする。

(事務の委任)

第10条 教育委員会は、開放施設の利用が一時的である場合には、第7条の規定による利用の許可に関する事務を開放校の校長に委任する。この場合において、第7条中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長」と、様式第2号中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長職氏名」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか学校開放について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の喜南市立小中学校施設に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により学校開放利用団体として登録を受けている団体は、その有効期間が満了するまでの間は、この規則の規定により登録を受けた団体とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている学校開放利用許可書は、この規則の規定により交付を受けた学校開放施設利用許可書とみなす。

附 則 (平成6年5月26日教委規則第6号)

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている許可申請書又は交付を受けている利用許可書は、この規則の規定により提出された許可申請書又は交付を受けた利用許可書とみなす。

附 則 (平成9年6月30日教委規則第6号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、利用許可の申請に係る改正規定は、同年7月1日から施行する。
